

(PDF 版・1 の 7) 『教会教義学 神論 I / 1 神の認識』「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「一 神の前での人間」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「一 神の前での人間」 (1-54 頁)

「一 神の前での人間」

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っている。詳しく言えば、その「啓示自身」が、客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」(客観的な「存在的なく必然性＞)とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての、「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」(主観的な「認識的なく必然性＞)を前提条件とした(神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた)客観的な「存在的なくラチオ性＞」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)と「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞(『ローマ書』)の下で徹頭徹尾聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された人間の理性性——すなわち、主観的な「認識的なくラチオ性＞」という＜総体的構造＞を持っている。「**信仰の認識として神認識**〔啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕」は、「それがそのほかの認識と同じように一つの対象を持っているという点で、最高に＜等しい＞ものである」がしかし、それが、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた「**信仰の認識としての神認識である限り**」、その「**神認識は、信仰の認識としての神認識という点で**」、「そのほかの認識と……最高に＜違っている＞」、また「その対象は、認識する人間の生きた主であるという点で、最高に＜違っている＞」。言い換えれば、信仰の認識として神認識(啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事)としての「**そこでの認識対象**」は、「人間が、〔自己自身である神としての「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性お内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」である〕その方を認識する以前に既にその方から由来している人間の創造主〔すなわち、

その三位一体の神の起源・根源としての「父は、子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源・起源である」ところの、そのわれわれのための神としての「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手〕、**イエス・キリストを通して聖霊の中で**〔すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による、その「死と復活の出来事」における客観的なイエス・キリストの「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による主観的な「信仰の出来事」に基づいて〕**ご自身についての認識を現実のものとし・可能とする人間の和解主ご自身**〔すなわち、その三位一体の起源・根源である父から「区別された子」であるところの、そのわれわれのための神としての「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）〕、**その方についてのすべての現在の認識の未来的な真理である救済主**〔その三位一体の神の起源・根源である＜父＞とその父から区別された＜子＞との神的愛に基づく交わりであるところの、そのわれわれのための神としての「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第三の存在の仕方である聖霊——「啓示されてあること」・三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）、「新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け・満たされた人は、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、＜すでに＞と＜いまだ＞において終末論的に語る」、「ここで、終末論的とは、われわれの経験と感性〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍〕にとつての＜いまだ＞であり」、徹頭徹尾神の側の真実としてある「成就と執行・永遠的實在として＜すでに＞ということである」〕、**であり給う**〕。

そのような訳で、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**そこでの認識対象**」としての「**その対象に向かい合つての認識する人間の立場**」は、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて「＜後から＞〔後続して〕……の立場である」。「それは、＜恵み＞の立場である〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、すなわち「先行する神に後続する」という「後からの立場」の中で、すなわち「間接的な対象的な神認識の中で、神が認識される信仰の立場」である〕」。したがって、「われわれは、〔キリストにあつての神としての〕神を、そのほかの諸対象を持つように持っているのではない」から、「いかなる意味においても、その対象を支配すること……

ことはできない……」。このことは、「その主要な対象性〔「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」であるところの、起源的な第一の形態の神の言葉、その内在的本質である神性の受肉ではなく・その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の＜受肉＞、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの＜名＞」、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一である」まことの神にしてまことの人間＞イエス・キリストの愛——すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕中での神について妥当する」、「そのことでもって言い表されている領域全体にわたっての副次的な対象性〔イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における、三位一体の神の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している起源的な第一の形態の神の言葉、「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」であるその内在的本質である神性の受肉ではなく・その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の＜受肉＞、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの＜名＞」、まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉（イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、その最初の直接的な第一の「啓示の＜しるし＞」）である聖書、またその聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉（全く＜人間的な＞、それ故に第二の形態の神の言葉である聖書の權威に支配された全く「＜人間的な＞教育的權威」をしか持っていないところの、教会の＜客観的な＞信仰告白および教義、「啓示の＜しるし＞」の＜しるし＞）としての副次的な対象性〕中での神についても妥当する」。このことは、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代、中間時を生きるわれわれを、「教義学的な合理主義を肯定」し、一般的な啓示、一的な真理、存在の類比、先ず以て「人間学の後追い知識」や人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍に依拠する自然神学の立場に向かわせるのではなくて、「教義学的な合理主義を明確に否定して」、キリストにあっての特別啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比、信仰の類比、関係の類比）、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和

解」の「概念の實在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、「聖書への絶対的信頼に基づいて」（『説教の本質と実際』）、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性をもって、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、換言すれば「教えの純粋さを問う」教会教義学（福音主義的な教義学）の課題と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」——すなわち自己欺瞞に満ちた市民的観点・市民的常識における通俗的な「隣人愛」ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請としての「隣人愛」、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え、換言すれば福音と律法が二元論的に分離し対立していないように、二元論的に分離し対立していない区別を包括した単一性において、「教えの純粋さを問う」教会教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の課題という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す啓示神学の立場へと向かわせる。この時、その最初の直接的な第一の「啓示の＜しるし＞」としての第二の形態の神の言葉である「**聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、その第二の存在の仕方における言葉の＜受肉＞、「ナザレのイエス」という人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの＜名＞」、「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」である〕**イエス・キリストと共に**、〔「啓示の＜しるし＞」の＜しるし＞としての第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教**〔説教と聖礼典〕**における原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」。そして、「聖書こそが、教会に宣教を義務づけている」のであるから、「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」。

常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故にキリストにあっての神としての「神の認識可能性である」、自己自身である神としての聖

性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」、すなわち常に「先行する神の用意」に包摂された「後続する人間の用意という人間の局面は、全くただキリスト論的局面だけである」。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体において、「ただ〔キリストにあつての神としての〕神が、〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕ご自身を対象として措定し給うことによってだけ、人間は、〔その＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕神を認識するものとして措定されている」。したがって、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、キリストにあつての神としての「神が、〔「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」としての〕その主要な、また〔それを起源とするその最初の直接的な第一の〔「啓示の＜しるし＞」としての、またその〔「啓示の＜しるし＞」を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした「啓示の＜しるし＞」の＜しるし＞としての〕その副次的な対象性の中で、＜われわれ＞にとって対象であり給う時、そのことは、神の自由な恵みであり、あくまで神の自由な恵みであり続ける」。したがってまた、バルトは、次のように述べている——第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教会的な補助的奉仕）としての教会教義学における思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にそれは、
「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」、と。「そのことに基づいて、そのこと中で〔「常に贈り与えることであり、常に自由な行為である……与える行為の中で」〕、われわれによって認識〔・信仰〕されるために、〔キリストにあつての神としての〕神は、ご自身を〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕認識〔・信仰〕すべく＜与え＞給う」。

そのような訳で、「信仰は、人間が神の活動、活ける主としての神の存在の活動〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「三位相互内在」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——すなわち啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を通して方向づけられることと共に立ちもすれば倒れもする」。「この方向づけられることの中で信仰」は、「人間が〔キリストにあつての神としての〕神へと向けられることであり、……必然的に人間が生ける主へと向けられることであり、……神のその活動する存在に向けて方向づけられることである」から、「信仰の認識」は、「神の……ただそのような活動する存在とだけ……かかわりを持たなければならない」。したがって、「神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕は、〔「いかなる意味でも神に先行することはできない」から、〕その側として、ただ……〔先行する〕神的存在の行為を通して創造され・措定された人間の行為の存在の行為を〔後続して〕遂行できるだけである〔すなわち、それは、そのように先行する神に後続して、ただ「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すことができるだけである〕」。キリストにあつての神としての神の認識——この「神認識は、ただ生ける主の後に〔後続して〕従うことができるだけである」から、「人が、現実の神認識としてそれが実際に＜遂行される＞ように、すなわち神がご自身を〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕認識すべく与え給うように」、「必然的に＜祈られ＞なければならないことを知っているかどうかということは、〔「神認識が偽りの神認識であるかまことの神認識であるかという最後の問い」における〕神認識の内容によって、決定的な実際の意味を持っている」。何故ならば、「恵みの立場は、〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいたところで、〕まさに神の恵みが呼び求められ、祈り求められることによって、占められ・保持されることができる」からである。すなわち、「恵みの立場」は、キリストにあつての神としての「神が、ご自分を対象として措定され、われわれを神ご自身を認識するものとして措定し給うという……そのことが、そこで祈り求められるこ

とを欲している」。何故ならば、キリストにあっての神としての「神が、ご自分を対象として措定され、われわれを神ご自身を認識するものとして措定し給う」ということは、ただ「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいてだけしか、「神の自由な賜物としてしか、神の恵みの行為の中でしか持つことができないからである」。キリストにあっての神としての「**神は、結局**」、**イエス・キリストにおける神の自己啓示**からして、「**ご自身の中で**」、詳しく言えば「神は、先ず第一に、……ご自身を認識し給うことが確かである限り、……自分自身に対して対象的であり給う」ところの、換言すれば自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・起源としての「父は、子として自分を自分から区別するし自己啓示する神として自分自身が根源〔・起源〕であり」、それ故に「その区別された子は、父が根源〔・起源〕であり」、「神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊は、父と子が根源〔・起源〕である」から、「父は子にとって、子は父にとって、何らかの媒介物なしに対象であり給う」ところの、自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な神としての「神の三位一体的な生そのもので」、すなわち自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な神としての神の「三位相互内在性」の中で、「対象性は、それと共に認識は、……被造物的な対象性と認識が存在する以前に」、すなわちわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）が存在する以前に、「神的な實在である」という自己自身である神としての「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における「**ご自身の中で**」、またわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）における「**その啓示**〔「啓示者」、「啓示」、「啓示されてあること」としての啓示〕**の中で**」、その第二の存在の仕方である「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「**イエス・キリストの中で**」、そのイエス・キリストを起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である「**聖書の証言の中で**」、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である「**教会の可視性の中で、説教の耳で聞き得る姿の中で、聖礼典の現に執行し得る姿の中で**」、「**神の業としるしの、この世界全体の中での副次的な対象**

性の中で」、「対象で＜あり給う＞にも拘らず、対象で＜あり給う＞ことによって」、キリストにあっての神としての「神の認識」は、「神の自由な賜物としてしか、神の恵みの行為の中でしか持つことはできないのである」。すなわち「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいてしか持つことはできないのである。キリストにあっての神としての「神の〔その内在本質である神性の受肉ではなく、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の＜受肉＞、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの＜名＞」、すなわち聖霊自身の業である「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」としての〕主要な、また〔その「＜最初の、起源的な、支配的なしるし＞」を起源とする聖霊自身の業であるその最初の直接的な第一の預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」（聖書、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類）、すなわち「啓示の＜しるし＞」、それからまたその「啓示の＜しるし＞」を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした聖霊自身の業である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（Credo、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類）、すなわち「啓示の＜しるし＞」の＜しるし＞としての〕副次的な対象性は、神が、ご自分をわれわれに対し対象とし、われわれを、神ご自身を〔間接的に、対象的に〕認識するものと＜し給う＞ことによって、＜われわれにとって＞の対象性である」。このような訳で、「もしもわれわれが、神の業としるしを、ほかの諸対象と同じような対象として」、すなわち「神ご自身がその行為の中で生ける主として、その自由な恵みにしたがって、……われわれに＜語りかけ給う＞ことなしにも、われわれが神の存在を＜読みとる＞ことができる」対象として、「何らかの人間的な、論理的な、倫理的な、宗教的な」対象として、「理解しようとするならば、〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、〕われわれは、神の業としるしを誤解していることになる……」。

「神の業としるしの中で、恵みを祈り求めることが止むと同時に、必然的に直ちに、またそれらの神の業としるしの＜真理＞も止んでしまう……。恵みが真理であり、真理がただ恵みとしてだけ持たれることが確かである限り、事情はどうしてもそのようなのである」。